

議員質問への対応調書

整理番号

080203

令和8年 2月定例会	会派名	公明党		担当部	都市整備部
	議員名	谷口 明子		担当課	都市企画課
質問・答弁月日	3月4日				
質問形態	一般				
質問事項	鳥取市発光可変表示式広告物の手引きの見直しについて				
<p>【質問要旨】</p> <p>例えば、工業地域・準工業地域である湖山街道沿いは、様々な商業施設が立ち並び、街の賑わいは、商業地域のようにあり、デジタルサイネージの設置は、さらなる賑わい創出につながるものとする。県、県内他市は、第1種・第2種制限地域とも1面当たり30㎡以下の表示面積としている。同様に、地域の現状にあった手引きの見直しの検討はできないか尋ねる。</p>					
<p>【答弁要旨】</p> <p>工業系用途地域に位置する湖山街道では、沿道に様々な商業施設が立地し、商業系用途の土地利用が進んでいる実態がある。</p> <p>このように湖山街道など、主要な幹線道路の沿線で、商業系の土地利用が進んでいる区域におけるデジタルサイネージの掲出については、地域の活気の向上に寄与することが期待される。</p> <p>このため、商業系用途地域と同様に制限を緩和することも含め、地域の実情を踏まえた手引きの見直しについて検討している。</p>					
【対応方針・進捗状況】		対応中			
<p>■対応方針</p> <p>主要な幹線道路の沿線で、商業系の土地利用が進んでいる区域におけるデジタルサイネージの掲出について、地域の実情を踏まえ、商業系用途地域と同様に、「発光可変表示式広告物の手引き」の制限を緩和する見直しを行う。</p>					
<p>■進捗状況</p> <p>令和8年1月の都市計画審議会で、規制の緩和に対する意見があり、同年2月の景観形成審議会でも、意見内容を報告するとともに、制限緩和の見直しを検討する旨を報告。</p> <p>湖山街道の一部以外の主要な幹線道路の沿線での、同様事例の有無を確認し、手引きの見直しを行う地域の範囲を特定したのち、8年度に予定される次回の景観形成審議会にて、見直しを報告する予定。</p>					
更新日： 令和8年3月6日					